調されたきらいがある。

しかし、被告人の弁護権なくして弁護人の活動はありえないはずであるから、この視点の欠落な

被告人の弁護権という視点が弱く、

弁護人の発展という側面ば

かりが強

ところで、従来は弁護権の発展を考える場合、

明治期における弁護士像の検討

次

目

一、はじめに

、悪い弁護士像の諸論点

三、弁護士の学識の問題

四

訴訟教唆による健訟の弊風と弁護士の徳義

五、弁護士像の検討

一、はじめに

椎橋

橋

隆

幸

題」、大野正男「職業史としての弁護士および弁護士会の歴史」、色川大吉「明治の精神」等は代表的なものである。そ 近年、 日本弁護士史の研究の分野においていくつかの貴重な業績が発表された。古賀正義「日本弁護士史の基本的諸問

れらは、従来の弁護士史の方法及び弁護士観に深い反省を迫る労作であるといえる。

— 109 **—**

はなかろうか。

論 説 ない。 弁護士達は弁護士という職業を通して近代法の発展に多大の寄与をしたとの高い評価が許されるであろうが、これらの人 るのではないかと思われる。それではなぜ弁護権の発展=弁護人の発展という色彩が強かったのかの理由を探らねばなら 々の活躍によって弁護士の地位を高め、それによって弁護権も拡張されることになったという点が強く影響しているので いし軽視は弁護士史研究の方法論上にも大きな問題点をもっているはずである。とくに刑事弁護についてそのことが言え 端的に言えば、星亨、山田喜之助、増島六一郎、鳩山和夫、磯部四郎、花井卓蔵、原嘉道等々きら星のように輝く

ように理解していたのかは非常に重要な問題だと思われたからである。 業団体としての弁護士階層が確立されたと思われるが、その前後において、弁護士が自己の職業、地位というものをどの を中心に検討しようとするものである。二〇、三〇年代の法律雑誌を中心にしたことは、第一には、二〇年代以降に弁護 強く働いていたのか等の点が問題にされなければならない。本稿は明治時代の弁護士像を明治二〇、三〇年代の法律雑誌 のか、また、弁護士の悪いイメージの原因となっていたものはよく言われていた原因なのか、それともそれ以外の原因が やかである反面、 士論が数多く展開されるという単純明快な理由からであり、第二には、二九年の日本弁護士協会の設立により、専門的職 し、果して三百代言という蔑称に代表される弁護士の悪いイメージは当時の弁護士の実態をそのまま表わしていたものな しかし、 弁護士の発展の道も決して平坦ではなかった。右に掲げた人々はいわばエリート弁護士であり、その活動 一般の弁護士像には長い間悪いイメージがまとわりついていて、現在もなお残っている面もある。 しか も華

悪い弁護士像の諸論点

師、 弁護士は明治二六年弁護士法制定以前は代言人と呼ばれていた。そのほか、 対談師とかいう言葉も使われており、蔑称として、三百代言ないしただ三百とだけ言われることもあった。三百代言 弁護士を呼称するものとして、状師、 へなきに非すと聞く…」

らしたという点であり、第三に代言人の多くは品性の低劣なものであったという点である。もちろん、代言人に対する批

いたという点であり、第二に代言人の多くは自己の利益を計るため、やたら訴訟を教唆して、そのため健訟の弊風をもた

それらの要点は第一に代言人の多くは専門知識に乏しく、多少法律知識のある者が片手間仕事として代言業務を行なって

河野のような代言人観は他にも数多くみられ、しかもそれらの多くがステレオタイプ化しているところに特徴がある。

が用いられることがあった。公事師はまた出入師とも呼ばれ、江戸時代に訴訟事務を扱っていた主として公事宿の主人で とは無資格の代言人のことを指すが、質の悪い代言人の意味でも用いられた。三百代言と同様な意味で公事師という言葉

あるが、

代言人の前身であるかどうかについては説が分れている。

もなきもの無しとは断言すへからさるのみならす其甚たしきに至ては暗に詞訟を教唆して不正の利益を得るか如きものさ 構へ謝金の多からんことをのみ是れ祈り其間に僥倖して依頼人の利害は更に之を顧ることなく又顧みて内に恥つるの良心 て顧る処なく啻に得意の広からんことにのみ汲々し又一事件を受任するや依頼人の法律及実験なきを奇貨として百方弁を 生ならんことを勤むることなく却て小成に陥り目前の利益に奔り為めに妄りに俗人に交際を求めて其人物の如何は恬とし 会の進歩変動に応し其責任を全ふするの準備を為すもの少なきのみならず一般社会の信用を博し其信任に由りて事務の隆 を述へ的手方なる法律を知らさる平人にさへ冷笑を招きしか如き例なしとせす…」さらに「…将来に生せんとする法律社 に継続し来れるもの少なからさりしを以て其甚しきに至ては控訴上告の区別をも弁へす大審院の法廷内に於て堂々事実論 は試験法未た全からす僅かに布告布達の 類を弁知して以て其資格を 得其学術の如きは 更に問ふ処に あらすして荏苒今日 るを得す盖し此事たるや敢て予か弁明を俟たずして業に己に世人の了知する処なるへしと雖とも今其然る所以を一言すれ いるがその数が少ないことを述べた後、 明治二一年の明法雑誌において河野和三郎は代言人について論じている。彼は代言人の中には学識の優れた人も 次のように言っている。 「多数の代言人を見るに寧ろ其学に乏しきものと云わさ

- 111 -

る伝統的な感情であり、代言人の役割に対する認識の不足であり、代言人のおかれた経済的政治的法制的境遇であり、ま ジは代言人の学識の不足、訴訟教唆、品性の低劣、それに官尊民卑思想に原因することも多く、それらは決して無視され る官尊民卑思想も原因になっていることを指摘するものもかなりある。ここで結論を先に述べると、代言人の悪いイの。(⑤) みよう。もっとも、それらは代言人自身の問題であり、さらにそれ以外に代言人の法制上の低い地位、及びその背後にあ 表わしていたのかどうか、言葉をかえれば、代言人の悪いイメージは右の三つの批判点に原因するものなのかを検討して で、右の三つの論点にまとめても大きな間違いはないと思われる。それでは、右の三つの批判点は代言人の実態を適確に 判はこれらに限られるわけではないが、そのいづれかまたは全部を指摘する主張が多く、しかも似かよったものも多いの た代言人自身がその地位の向上の過程においてとった態度であると考える。まずは代言人自身の問題について考察しよう。 てはならないが、それ以外の原因による面も強いことを見逃してはならないと思う。それ以外の原因とは、訴訟を嫌忌す

(2)公事師は法廷以前の訴訟事務の手助けをしていたにすぎず、法廷での訴訟代理は認められていなかった。奥平昌洪『日本弁護士

滝川政次郎「三百代言」自由と正義第二巻六号三九頁以下参照

(1) 三百代言の語源については、

- 史』八頁参照。 召使でもよかったため実際の制限はさほど厳しくなかった。そのため公事師が代人となって法廷に出ることもかなりあったようで 滝川政次郎「公事宿の研究」早稲田大学比較法研究所紀要第八号十四頁、二○頁参照 しかし、法廷での代人は許されており、病気の場合に限られていた。その代人は、本人同居の親族、番頭その他の
- (4)河野 同前 一○五二頁。
- (5)例えば「代言人ヲ酷待スルコト勿レ」法律雑誌第八二五号(明3・10・5)一二八頁は次のように言っている。「官尊民卑ハ今 シ則チ立憲代議制ヲ実施シ坐ロニ民卑ノ弊風ヲ掃除シ官人ノ自尊ヲ挫折シ以テ民人ノ卑屈心ヲ除却セスンハ未タ此国家ニ許スニ文 ノ弊風ニシテ啻ニ官人ノ民人ヲ軽視スル而巳ナラス(中略)此大弊ヤ到底其根底ヨリ覆へスニ非ラスンハ之ヲ治スル能ハサルヘ

化が良い参考となろう。奥平によれば、十三年改正代言人規則以前は、年によってばらつきはあるが平均すると合格率が

省布達)とかなり専門的になったのも少しは関係があると思うし、代言人試験における出願者数と合格者数との比率の変

明国ノ栄称ヲ以テスルヲ得サルナリ今日ノ状態斯ノ如クナルヲ以テ民間ニ生息セル代言人等ノ軽視セラルルモ也タ故ナキニアラサ

一、弁護士の学識の問題

鹿にするものだと検査官を罵倒したので、検査官は狼狽して遂に検査が中止になっているくらいであるから、林源治が「余 ではないかと思われる。というのは、十三年以後の代言人規則との対比において、十三年以後の代言人試験科目が、第一、 たのは言い過ぎだとしても、また、第二回目以後の試験は改善されたにしても、当時の代言試験は比較的やさしかったの るし、公事師から代言人になった者も数多い。九年の代言人規則による試験科目をみても、第一、布告布達ノ沿革ノ概略 ことが言われる。そして十三年の改正代言人規則を経て二六年弁護士法に至ると次第に代言人の地位も上がり、世人から 則による資格試験が行なわれても、事実上公事師からの人的継受が行なわれたため、代言人の質は上がらなかったといら 令のたぐいの知識しかもっていない無頼の徒が片手間に代言業務を行ない、世人から蛇蝎視され、九年になって代言人規 民事に関スル法律、第二、刑事ニ関スル法律、第三、訴訟ノ手続、第四、裁判ニ関スル諸規則(明治十三年甲第一号司法 嘗て当時の試験問題なるものを見るに今日(注・明治二七年)の小学卒業生尚ほ能く答案を付し得るに難からず」と言っ ニ通スルモノ、第二、刑律ノ概略ニ通スルモノ、第三、現今裁判上手続ノ概略ニ通スルモノ、第四、本人品行并履歴 も尊敬を受けるようになったということが言われる。 なるほど 公事師のなかにも 悪質なのがかなりいたことが 推察され 〔明治九年甲第一号司法省布達〕とあり、第一回目の東京府庁における試験では、北洲舎の受験者が問題を見て受験者を馬 代言人の悪いイメージの原因の一つとして明治五年の司法職務定制により訴訟代理が許されるや、公事師という布告布 如何

説 論 規則に合格した者四一六人となり、多少の数字の誤りを考慮しても前者は後者の二倍以上となる。こうしてみると、全く 形式的な学識の点でいっても、この頃にはすでに代言人の学識が低いとはいえないはずである。しかしなお、代言人の学 なんと七割弱であるのに、以後は一割以下である。そして二五年十二月の時点で、代言人総数一四二三人中、十三年代言なんと七割弱であるのに、以後は一割以下である。そして二五年十二月の時点で、代言人総数一四二三人中、十三年代言 人規則による合格者(八九七人)と法学士及び司法省法学校出身の者(一一○人)を合わせると一○一七人、九年代言人

門を究め、できれば著書を表わすぐらいのことを望んでいるのであるから、随分高度な要求である。 か言われたりしているのがそれである。前者は実態に即しているかどうか疑わしいし、後者は外国の法律をも勉強して専 法律中ノ一箇又ハ数箇ノ部門ニ付専門ノ知識ヲ有スル者果シテ幾人カアル、予輩ハ其数ノ甚ダ少キヲ悲マザルヲ得ズ」と たり、「今日我国弁護士中、其学識能ク今日日新ノ法律ヲ齟嚼シ且之ガ改良進歩ヲ図ルニ充分ナル者果シテ幾人カアル、 は、法理の何ものたるすら知らさる書付代言のみ、法律の運用なとは到底為し得る力ある者にあらず」という主張がなされ 識不足との不評は続くのである。 例えば 「我国今日の情況は、 弁護士の職務を執る代言人の数に富むも、 其殆んど全数

低い地位におかれており、代言人が自己の地位の向上を裁判官との距離をつめ、追いつくということで達成しようとした 時の社会が代言人に期待した役割、資質等を考える上で一定程度有用であろう。また、法制上代言人は裁判官よりも数段 っと推測されている。 その根拠は 両者の試験が別々であり一般に 弁護士試験の 方が合格しやすいと考えられていたから 面が強いので、代言人にとって実力の向上は重要な課題であった。その意味においても代言人と裁判官との比較はある程 しれない。だからといってそれがすぐ弁護士の質の悪さに結びつくと考えるのは短絡に過ぎる。では、 ところで、代言人の学識経験を論じる場合によく裁判官との比較がなされるが、同じ法曹である裁判官との比較は、 なるほど、 服部高顕氏は二六年弁護士法の下においても弁護士全般の資質は裁判官、検察官の資質よりもかなり低 明治政府は諸法典の整備とその運用にあたる判検事との育成に主眼をおき、 しかし、これは服部氏自身も同じ箇所で述べているように「真実その根拠があったわけではない」のであ 弁護士の育成は軽視した

裁判官の方が資質

とに手助けをすること、

とは考えられていなかった。

お上のすることは絶対であり、

者モ案外弁護士中!平凡ナル輩ト伯仲ノ間ニアルノ奇観ナキヲ保セサルニアラスヤ」。井本常治も弁護士団体が様々の点近ノ司法官職員録ヲ取リテ之ヲ全国弁護士会員名簿ト対照セヨ、明判官也、良検事也ト称セラレテ威ヲ司法部ニ逞フスル ることも不思議ではなかったといわれているし、老朽無能な裁判官の淘汰がしきりに叫ばれ、(3) がすぐれていたという点についてはどうか。裁判官が行政官から分離した後、役に立たない行政官がたくさん裁判官とな において他のいかなる団体と比べても遜色のないことを述べている。 も、三一年二月の卜部喜太郎の次のような自信に満ちた言葉もあながち空威張りとは言えない力を持っている。 して、原、花井、岸等々のような有力な弁護士の活躍を背景に考えると、弁護士階層と裁判官階層との実力の比較にして 裁判官に対する批判には厳しいものがあった。近代的な裁判に適応して行けない裁判官もかなりいたものと思われる。 て実行されたり、刑事判決の不備が論じられたり、さまざまな形での裁判官及び裁判への改善が要求されている。(エ) 実際にも不明確な形におい 「試ニ最 無能な

訟に不慣れの訴訟当事者にとって便宜、有益な職業であり、法律文化の発達に貢献したと言われる。また、(第) がいたとしても悪評が職業全体に及んだのはなぜか。社会の必要があり一定の職業が成立するのであるし、(8) 問題があるのではないか。西洋流の高度の法律知識を備えていることが代言人の評価基準とはなっていなかったかを考え をすることがなぜ嫌われたのかという素朴な疑問が拭えない。滝川政次郎氏によれば、公事師は弊害もあったけれども訴 裁判官と弁護士のどちらが優れていたのかはさておいて、学識の優劣をあまりにも強調して代言人の評価をすることに 公事師からの人的継受により代言人は嫌われたというがなぜ公事師は蛇蝎視されたのか。なかに悪質な者 訴訟の手助け

訴訟事務をてきぱきと処理し、民衆の依頼を多く引き受け、忙がしく働く公事師の姿を紹介している。だから、むしろ次訴訟事務をてきぱきと処理し、民衆の依頼を多く引き受け、忙がしく働く公事師の姿を紹介している。

のように考えられないか。つまり、江戸時代には公事訴訟はしばしば禁じられ、禁じられていないときにも好ましいもの

しかも謝礼を取ってすることは許しがたいことであった。そのような考えが代言人についても引

民衆が訴えを起こすことは不遜なことであり、

論

述べておく。

触れるので、ここでは前述のところから、学識の不足が代言人の悪いイメージの原因として強調されてはならないことを イメージに影響を与えているように思われる。民衆の訴訟観が代言人像に与えた影響は重要な点だと思われるが、後でも き継がれていったのではなかろうか。幕府の訴訟を避ける政策及び民衆の訴訟を嫌忌する感情が訴訟を取り扱ら代言人の

(1)例えば「旧幕時代所謂公事師なるものゝ世人に蛇蝎視せられしは其之に従事するものは約ね皆放逸無頼破廉耻の徒なりしに職由 の代言人ハ其数千人ニ超エ多キカ如シト雖モ過半ハ法律学ノ紀元前ニ成長シテ学問ニ関スル文明ノ徳沢ニ浴シ兼ネタル人ナルニ付 倖を得んとして健訟の風大に起り其厭忌すへきこと一にして足らさりしものなれは…」河野 る浮浪の徒か私利の壟断を目的として他人の公事を代理するに初まり甚たしきに至ては詞訟を教唆し又は売買して其間に不正の僥 も有せす又之を為すことを好ます迚相当の士人たる職務をも為す能はさるの徒か半は遊戯の意を以て人民の代理となり法廷に出頭 するものにして敢て怪むに足るものなし…」岸小三郎「代言人の地位及び資格」東京法学雑誌第十号(明20・1・25)三四頁。 キ右等ノ法典現ハレ出ルノ日ニハ今更ナカラ少シク狼狽眩惑スルノ気味ナシトモ言ヒ難シ…」菊池武夫「法律家ノ前途如何」 したるに初まりたるか如し是れ世に所謂公事師なるものにして(中略)学術経験なきは論することなく其品行も亦誠実廉潔ならさ また、「…我国代言人の経歴を見るに其権興は之を詳にせすと雖とも其起源なる往古代人社会一般の有様を見れは一定の職業を 前掲 一〇四九頁。さらに、

(2)少し長いが典型的なものを掲げておく。「我邦弁護士の沿革を見るに、明治九年二月代言人規則の発布以前に在りては代人即ち三 悧巧なる者か他人の代人と為りて訟庭に立ち、他人の訴訟に干与したるに過ぎず。此時代は最も地位の低かりし時代にして、世人 国弁護士の沿革中に加ふるを以て甚た耻辱なりと信し、不愉快の念を禁する能はさるなり。我邦弁護士の上古史は斯の如し中古史 に至れり。此時代に於ける公事師なるものは固より世人の尊敬を受くへき程の人物にあらさりし。余は此代人三百公事師を以て我 は此代人に対して豪も尊敬を払はざるのみならず、却て此等の人物を目して公事師と称し、此種の人物を敬して遠さけ蛇蝎視する 百代言時代に属し、当時は裁判所の組織も誠に不完全にして、従て代人を業とするものも一定の学識を有するにあらず、唯平素口

精華第一巻第二号(明2・1・15)十五頁。

来に於ける弁護士の地位」日本弁護士協会録事(以下録事と略称)第百号七七―七八頁。なお、岸 えられたる代人時代は去りて、代言人時代となり、弁護士時代となりて、尊敬を以て迎えらるるに至りしなり」高野金重「我邦将 義俠的の職務なるを、 法律之を規定し、 天下公衆亦之を認識し、 世人は弁護士に対し多大の尊敬を払うに至り、 弁護士も亦公共 護士の試験制度も漸く整頓したると同時に、弁護士の業務は単に弁護士自身か忍利を貪るの業務にあらすして、社会的、公共的、 て簡易なりしも漸次整備し法律学を修習し法律学の素養あるにあらざれば代言人と為るを得さることとなり、上古時代の代人、三 人も官職を辞して代言人の職務に従事するに至り世人の 代言人に対する 尊敬の念も漸く増進し、 代言人の 地位は向上するに至れ は代言人時代即ち明治九年より明治二十六年弁護士法制定の間にして此時代を代言時代とす。此時代に於ては試験制度は最初極め 明治二十六年弁護士法の制定より今日に至るの時代は即ち近世史にして、此時代に於ては法律も完備し、裁判所の組織及び弁 公事師は代言人の試験に及策したるにあらざるよりは、訟廷に出入するを得さることと為れり、此時代に至りては高位高官の 義俠的に職務に従事するの傾向を生し、世人の尊敬に比例して弁護士の地位は向上するに至れり斯くの如く寧ろ軽蔑を以て迎 前掲 三四—三五頁参照

- (3) 滝川「公事宿の研究」三七頁参照
- (4) 奥平 前掲 一八二—一八三頁。
- (6) もっとも、試験がやさしかったからといって合格者の質が悪いということにはならない。北洲舎の社員など有能かつ民衆に役に 立った代言人が多く免許代言人となっている。
- (7) 奥平 には社会の要求が厳として存在したのである。人民の要求に、 規則改正を境に大幅に低くなっていることがわかる。なお、九年から十三年の代言人の急増について、利谷信義教授は「その背後 物言わぬ人民」の口の役割をしたものである」と説明されている。「日本資本主義と法学エリート⊖」思想四九三号 前掲 一三七一―一三七二頁の代言人試験成績略表によれば、 法律的な構成を与えて法廷にもち出した代言人の活動は、 各年度の出願人員と及第免許人員との比が十三年の代言人
- (9)「弁護士法案復活の風説」日本之法律第三巻第十号(明2・10・10)八五頁。

8

前掲

七二—七三頁参照

- (1)服部高顕「日本の法曹」『日本の法(上)』一七七頁。 (1)岸清一「弁護士刷新論(続)」録事十九号(明3・3・28) 五八頁。
- (12) 六本佳平「弁護士と法」『社会学講座9巻』一五六頁|

(13)菊池武夫は裁判所の威信が薄い原因の一つとして老朽行政官の導入を掲げている。「裁判所ノ威信薄キハ強チ司法省ノ専横ナル 録事四号(明30・10・25)八〇一八一頁。 異トセス、終ニ裁判所ハ多数ノ老朽非才ノ徒ヲ包蓄スルニ至レリ、是レ裁判所ノ引立タサル原由ノーナリ」菊池「裁判所の沿革」 カ故ニ非ス又裁判官ノ怠慢ナルニモ因ラス。自ツカラ別ニ事由ノ存スルモノアルナリ。何時ノ頃ニ濫触セシコトニヤ。 シテ役ニ立タネトモ棄去り難キ因縁アル輩ヲハ裁判所ニ遂込メモシ。亦引受ケモスルコト風ヲ為シ。来ル者怪シマス。迎フル者亦 行政官吏ト

- (4)淘汰問題については、録事十三号(明31・9・28)十三頁以下の各論文、録事十四号(明31・10・28)五○頁以下、 十五号(明3・1・25)三二頁以下等を参照 また、 録事
- (5)塩谷恒太郎は刑事判決に対する不満を次のように述べている。「刑事裁判ノ如キニ至テハ専制独断ノ裁判ト殆ンド区別スル所ナ 備に対する批判をなすものがいた。某判事は日本弁護士協会録事への寄書の中で、刑事判決の不備に対する改良策として一つは裁 判官の精選であり、一つは制度上の弊害を除くことであるとしている。後者は具体的には、司法警察官の訊問調書を全廃すること 恰モ形式ノ如シ。之ニ於テカ或ハ証人ノ氏名ヲ聞カスシテ証人申請ノ却下ヲ決定シ。或ハ公判開廷ニ先キ立チ既ニ判決文ノ起草セ ラレ居ル抔ノ奇談ヲ生ス」塩谷「判検事対弁護士」録事三号(明30・10・25)五二―五三頁。また、裁判官の中にも刑事判決の不 シ。裁判官へ判決ニ明示スル所ノ証拠ヲ以テ判断シ。明示ノ証拠ニ付テハ判定ノ事実ニ如何ナル関係アルヤヲ示サズ証拠ノ明示 刑事判決に理由を付けること、つまり三行り半理由を改めることをさしている。録事十号 (明31・5・28) 六四―七四頁参照。
- (仃)「目今に於ける弁護士は全体の上より言えば。中幾多敬重すへき違識俊邁の士を包容し玉石併せ算するに於ても尚ほ之れを総括 を信せんと欲す試みに当時の弁護士に就き或は学識或は閲歴或は謹厚或は俊敏等超絶の諸才を挙け来りて之れを其縁近き処の一省 して済々多士の大団体と為し得べき事実を疑ふ能はず而して其斐然として章ある之れを我か各種の公団に比し敢て一歩の遜色なき

(16) 卜部喜太郎「曽禰司法大臣ニ望ム」録事七号(明31・2・28) 七六頁。

を為せる或る部門に仕途せる諸官人と対照する処あれ何人と雖も之れが優劣の判を下すに遅疑せさる処なるへし」井本常治「弁護

士論」録事五号(明30・12・28)六七―六八頁

- 18 ならんや」として、代言人を社会が必要としていたことを指摘している。 明法雑誌五四号(明21)「河野和三郎の代言人論」一〇八六頁は「夫れ社会上の事物は一として需用なくして起るものにあらず 社会自然の需用」なるものは常に人事万般の分業を起しつゝあるものなり彼の代言の職業の如きも豈に徒為にして勃興するもの
- (19) 滝川 前掲 六八頁

(2)内藤燦聚「江戸時代の代言人」日本之法律第六巻第一号(明2・1・10) の公事師なる者は、訴訟人の依頼に応じて、訴訟の鑑定を為し、或は公庭に出でて、立派に弁論を為し、又能く秘密なる法律を知 公庭の内情に通するか如きは、全く今日の弁護士と異ることなく純粋の代言人なり」と評価している。四九頁。 四六頁以下、特に四九—五〇頁参照。

四、訴訟教唆による健訟の弊風と弁護士の徳義

がなされている。さらに、弁護士で詐欺罪恐喝罪等刑法にふれる行為をなした例も掲げられている。増島も「既往現在にがなされている。さらに、弁護士で詐欺罪恐喝罪等刑法にふれる行為をなした例も掲げられている。増島も「既往現在に 必要より或は身分不相応の驕奢より若しくは性来の卑劣心より栄誉の職たるを忘れ遂に背徳不法の行為を成し品位を堕し 係る犯罪夥多に赴きたるか如きは顕著の事実なり而して其の原因たる多くは充分の経験資なき儕輩頻出し業務閑散衣食の 徴するに未来の弁護士たる代言人の風紀漸く紊れ品位愈々下り殊に近年健訟の弊買訴の害続々吾人の耳朶に触れ加え右に また、客引きを出して訴訟の買集めをさせたり、監獄の看守に金品を与え、訴訟の依頼方を頼んだ弁護士には厳しい批難 代言人の悪いイメージの原因の一つとして代言人はやたらに訴訟を教唆して健訟の弊をもたらしたという批判がある。

人の行為は確かにあったのであろうし、そのために代言人の評価を落したことも事実であろう。また、人格の劣った者も

世人の指弾を受くるに因るなるへし」と述べているし、他にも同様の主張をしているものがいくつもある。この種の代言

説 ば三四年頃から三年の間に訴追された者のほとんどが無罪になっているという。弁護士で詐欺罪等を犯した者が特別多い(5) らいう弁護士がいったいどの位いたのであろうか。客観的な数字をあげているものはみあたらないし、新井要太郎によれ いたであろう。しかし、それらがあまりにも強調されてはいないだろうか。犯罪を犯したものは弁解の余地はないが、そ

というのは疑問である。もちろん、無罪ではあっても好ましくない行為というのはあるだろう。

直ちに妄断を下し、弁護士全般を指示して腐敗論の主題となさんとは、事理を解せざるの甚しきものなり」であろう。 れの職業にても盛徳の君子のみをして従事せしむるは、事不能に属す、従て弁護士中より偶一二の不徳漢を出すことある ところで、この種の批判は、一部の悪い行為を以て全体に及ぼすという欠陥がないだろうか。録事子の言うように「何 尚他の職業に従事するものに多数の不徳漢あると同じく、少しも怪しむべきにあらざれば、斯る事実を捕捉し来りて

この事件の弁護に当ったのは秋山源蔵外三名 己の名誉を得るに汲々として却て天下具眼の士に擯斥せられつゝあるを憐ますんは非ず」とまで言っている。ちなみに、 曖昧朦糊にして徒らに平地に波を起すを好むものなることを断言して憚らざるなり吾人は彼が心事の陋劣にして只偏に自 勧める職責があるのか、しかも重罪控訴予納金まで立替えて控訴を勧める義務があるのかと述べた後、「吾人は其行為の に基いて控訴の手続をしても遅くないにも拘らず、弁護士が被告人の控訴するかどうかの意思が確定しないうちに控訴を ざるときは控訴の申立と同時に保証金の免除を請求することを得」と規定しているのであるから、担当弁護士も右の規定 が下された後、担当弁護士が監獄を訪れ控訴の手続をとったことに対し、その行為が健訟の弊であると嘆いている。 ば、斉藤豊は明治三二年七月十七日横浜において起った殺人事件において、第一審で被告人ロバート・ミラーに死刑判決 明治二三年法律第七号重罪控訴予納金規則第二条が「重罪刑の言渡を受けたるもの貧困にして保証金を予納する能は 訴訟教唆、 横浜地裁所長を経て大審院判事となり、その後弁護士になった人である。この事件では被告人が外人であっ 健訟の弊といっても当時の 訴訟観に影響されている 面も大きかったことを注意すべきである。 (井上八重八、高橋庄之助、牧野賤男)である。秋山は東大法学部卒業の法 例え

判事、

以後はこの主張が強くなる)。

しかし、

この問題に対して、

品位を高めることで、

また弁護士職の名誉性、

訟の風は歓迎すべきことを述べている。 れば出来なかったようである。 たため通訳を用 意味で訴訟を抑制することは市民の権利主張を抑えることになりかねない。岩田宙造はその点を的確に把えて、むしろ健 的法治国家の体裁を整えてくるにつれ、紛争解決手段として裁判=訴訟が重要な一型態となることは明らかである。 人を弁護することが不徳だと考えられていた時代にこのような活動をすることは、弁護士の義に勇み情に任じる位でなけ 人の正当な防禦権を保障するという弁護人の活動が健訟の弊だとされ、また弁護士の醜陋だとされたのである。 紛争が起った場合、 おいても、 当時の粗雑な審理、三行り半的な判決理由を改める効果があったようである。ところで、(言) 弁護士が勧めなくとも控訴した事件であったろう(ちなみにこの事件は上告まで争った)。ここでは被告 いたが、 その解決の手段として裁判沙汰にすることが好まれないことはよく知られている。 証人の不利益な供述をあとでまとめて通訳すると、彼告人は大声でノー、ノーを連発したとのこ しかし、このような弁護士の活動こそが裁判の充実に寄与した面が強いし、 わが国に ミラー事件公 しかし、 刑事被告 お 、その

る。二〇年代後半になると弁護士の数も一五〇〇人台を保っており、また職務範囲も主に訴訟代理に限られていたので、(18)いという需給のバランスがくずれたため、はやらない弁護士が自己の生計を維持するために不当な行為に及んだためてお 過当競争に苦しまざるを得なかったのである。だから、(ピ) とした弁護士が好ましくないのは当然である。このような事態が生じたのは、 専ら自己の利益のために必要以上に訴訟を勧めたり、 のバランスがくずれたため、はやらない弁護士が自己の生計を維持するために不当な行為に及んだためであ 解決の方向としては需要の増大(例えば弁護 監獄の看守に金品を与えて事件の依頼を引き受け 弁護士の数の増加の割に仕事の量が増えな 士 の職域の拡大等)

例えば法学新報第三三号「弁護士の徳義」は「弁護士ナル者ハ社会ノ上流ニ位シ徳義ノ標準」であるとか、増島六一郎が

公益性に訴えることで解決しようとした弁護士も多くいたのである。

弁護士の職務をいぜんとして訴訟代理に限定し、

を計るべきであったろうし、実際にそのような主張をした者もいた(菊池武夫、岸清一、塩谷恒太郎など、そして三〇年

論 を事とせん況んや弁護士にして豪末たりとも汚行穢聞あらん歟」とか弁護士職の名誉性を強調するものは多い。とくに注 のような弁護士気質が、国民の自由、 ある態度として之れを認むるを得んや」。これは弁護士の社会的不評を打ちやぶろうとする努力の表われでもあるが、こ を以って却ってより誉れなるか如く思惟し甚たしきは泡沫会社の役員たるを以って却ってより栄なるが如く思惟し、之れ る可らす」としたり、渡辺西湖が「夫れ弁護士の職務は名誉の営業なり苟くも名誉を尊ひ廉耻を重んずる者誰か狡獪詐欺(m) を衒ふて以て職務の上に冠せんと擬する者滔々殆んと俗をなさんとする一事の如き豈に弁護士なる資格に対し敬重の注意 目すべきは井本常治の弁護士論である。彼は言う。「近時或は徒らに其職責を忘れ其資格を軽んし市井細鎖の議に与かる 「弁護士の職務は士人の栄誉職なり故に其資格は学識経験共に中流以上に位し其品位は宜しく紳士の躰面を保つ者ならさ 正義の擁護という使命を持つ 刑事弁護にすんなりと入っていけたのは 当然であっ

(1)「穢多村組弁護士」録事十六号(明3・12・28)八六―八八頁

2

狭隘であったという背後の事情を忘れてはならないであろう。ともあれ、

もっとも、弁護士階層が大資本を依頼者層として与えられず、零細企業が主な依頼者層であり、そのため職務範囲が

強調と過当競争下における顧客の奪い合いといら矛盾の中に当時の弁護士はあったのである。

ラスシテ直ニ天外ニ排除セサル可カラス」としている。三三〇―三三一頁 八九七号(明25・10・5)は「代言人中ニ許欺取財犯ヲ生シ公然之ヲ新聞紙上ニ揭ケラルムニ至リテ代言人社会ノ信用ヲ毀損シタ コト実ニ莫大ナリトス而シテ彼等ハ真ノ罪人ニシテ殊ニ代言人社会ノ罪人、斯ノ学ノ大罪人ナリ吾人ハ彼等ニ対シ鳴鼓ノ労ヲ取

「東京組合代言諸士に告く」法学新報第二四号(26・3・20)一一○─一一一頁参照。また、「代言人淘汰ノ時期」法律雑誌第

- (3)増島六一郎「弁護士法案意見」法学新報第二一号(明2・1・2)五―六頁。
- 例えば堤定次郎は次のように述べている。「代言人に至りては、教唆以て争訟を構成し、或は事件の売買を為し、或は相手の代 と通謀して勝敗を決するものありといふ、是等は尚ほ小とするも、強喝詐偽、以て他人の財物を奪ふものあるに至ては、

表向きの公共性、名誉性したがって非営利性の

用上ノ損害ハ幾何ソヤ此醜態ヲ目撃スル世人ハ弁護士ノ業務ハ其価甚タ低キノミナラス弁護士ニ業務上ノ依頼ヲナスハ一ノ恩恵ナ 学新報第三八号 七四頁。さらに岸清一も、「飜テ我国ノ弁護士ヲ見ヨ訴訟以外ニ於テハ法律事務ナキモノゝ如く誤解シ限リアル 果を得す収入亦随て多からざらん故に驕奢若くは衣食の必要より一身の利欲を祈り健訟の弊買訴の害吾人の屢々見聞する所…」法 呈し唯訟事に事慣れたるの故を以て漸く余喘を保ち当該官庁に出入して其業務を営むに過きす学識浅薄の結果は多くは訴訟に好結 会の腐敗亦極まれりといふべし咄、 本之法律第四巻第十一号(明25・11・10)十七頁。また、林源治は、 ルノ不利益アルヲモ顧サルノミナラス甚シキニ至テハ弁護士自ラ訴訟ノ依頼ヲ依頼人ニ依頼スルニ至リ或ハ監獄署ニ宿引ヲ放チ或 ノ訴訟ニ向ツテ激烈ナル競争ヲナス者ノ多キハ実ニ痛嘆ノ至リニ非ラスヤ其競争ノ極互ニ報酬ノ低廉ヲ競ヒ其結果ハ相互ニ耦刺ス カ如ク誤解シ且弁護へ他人ノ不幸ニ乗シテ糊ロヲ為ス者ナリトノ誤解ヲ生セシムルハ実ニ止ムヲ得サルナリ」と言っている。岸 世間ニ訴訟買出シ人ヲ派スルニ至リ甚シキニ至テハ訴訟ヲ教唆シ訴訟ヲ製造スルニ至ル是レカ為メニ弁護士全体ノ被ムル可キ信 一「弁護士刷新論」録事十六号(明3・1・2)三九頁。 法律社会、 何為ぞ此悪漢を容るゝか」堤定次郎「代言人及執達東矯風の必要は既に迫れり」 「現時法学普及時代にありては彼等は落武者然たるの傾向を Ħ

5 得せしめたと思ふ」新井要太郎 励行し、之を未決に囚禁し官報に掲告せられたること一時流行したることを、 ね無罪と為り未た一も刑罰を科せられたるものあるを聞かす、社会をして反て弁護士は法網に触るゝ如き醜悪の絶無なることを感 「憶起す今より両三年前司法界刷新の実績を挙くるには先つ悪徳弁護士狩りを行ふに如かすと為し、 「品位論」録事八二号 (明37·12·28) 五七頁。 但其結果は甚た不手際にして刑事被告たり 刑事の訴追懲戒の処分等を

- (6) 録事一〇四号(明3·12·28)五三頁。
- 7 斉藤豊「弁護士の醜陋と健訟の弊」法学新報第一○二号 (明32・9・20) 六〇頁。
- (8) 奥平 前掲 八二八頁。
- (9)森長英三郎『史談裁判』八頁
- 10 ミラー事件に関して川島仟司は次のように言っている。 「世人輙もすれは罪人を弁護するの不徳なるを言ふ其人冷血人の難を喜

する何をか不徳と言ふ」川島仟司「弁護士之襟懐」法学新報第一〇七号(明33・2・20)二九―三〇頁。 万策窮して救を弁護士に求む人として同情の感に打たれずんは群羊を去る幾許そや弁護士の義に勇み情に任して之れか弁護に尽砕 ふもの寧人情を解せさるの徒のみ欧洲の文明は牛馬に及ひ之れを虐使するものに刑を以てするにあらすや況んや同類の哀を極めて

- ∵11)「彼の米人ミルラーの公判は、世上多少の批難あるにも拘はらず、其審理の周到にして其判決理由の綿密なる、実に賞すべきも のありといふべし。之を取り来て他の刑事々件の審理に比較せば、何人と雖も其遺憾多きを感ずるなるべし。夫れミルラーの生命 とせば、 世人の輙もすれば 内に薄くして外に厚きを譏るも 亦必ずしも咎む可らざるものあるなり」 録事二五号(明32・10・28) 自由と他の被告人の生命自由とは、 八九頁。 其間もとより軽重の差あるべからず。而かも其審理の実際に於て、前記の如き感覚を起さしむ
- 13 (12)「法治国に於ける国民権利の争は寧ろ法治制当然の結果にして寔に止むを得さるものと謂ふへし、争止むを得すして存在すると きものに非らさるのみならす寧ろ大に之を歓迎せんとするものなり」岩田宙造「健訟の風果して忌むべき乎」録事七五号(明3・ の権利を侵さんとする者をして阻止せしめ、以て争の源を絶つの利あるに於てをや、是に於てか予輩は健訟の風を以て啻に忌む可 に争ありて訴訟なきは国法の有効に行はれさるを表明するものにして其害毒測る可らさらんとす。況んや訴訟を容易にするは他人 途に依ること能はさらしむるものならさる可らす」「訴訟自身は決して歓迎すへきものに非すと雖も苟も争の源を絶つ能はす、既 害を受けたる者か其侵害に甘んするか、然らすんは他人の権利を侵害したる者か有形若しくは無形の暴力に依り被害者をして訴の せは其争を決するの手段たる訴訟の途に出つる亦自然の勢として認めさるを得す。争ありて訴なきは却て怪むへし、是れ権利の侵 4·28) 五八—五九、六二頁。 「抑々代言人社会に匪行を為す者多きに至りたるは、生計の困難其主因たらずんばあらず、而して生計の困難は、其同業者の夥
- 多なるに原因せずんばあらず、 夫れ同業者の数甚しく 増加する時は、 其事件の分配昔日の如く饒多ならず、 需要供給の相伴はざ 人窮して乱する者、蓋亦勢の免れざる所なり」堤 為に競争激烈を加ふ、競争の極終に詐偽恐喝、権謀術数、以て他人を籠絡し、以て利己を営まんとするものあるに至る所謂小 前掲 日本之法律第四巻第十一号(明25・11・10)十八頁。

(4)大野正男「職業史としての弁護士および弁護士会の歴史」『弁護士の団体』講座

現代の弁護士2

五四頁参照

運動の盛んな時期に民権運動に直接、

である。

- (15) 法学新報第三三号(明26・12・28)八八頁。
- (16)増島「弁護士法案意見」法学新報第二一号(明25・12・20)五百
- (17)「弁護士試験の方針に就て」法学新報第六八号(明2・11・30)六五頁。
- 〔18〕井本「弁護士論」録事五号(明30・12・28)七○─七一頁
- (1)) 古賀正義「日本弁護士史の基本的諸問題」『弁護士の業務・経営』講座 現代の弁護士3

五、弁護士像の検討

因とは、 たということではない。 したことは否定しえないが、どの職業階層でも悪い部分が出ることは避けられないことで、代言人階層がとくにひどかっ これは前述の如く、 代言人の悪いイメー 伝統的な訴訟観であり、弁護士の役割に対する無理解であり、弁護士の法制的経済的地盤であり、 なるほど学識の不足したり、質の良くない代言人がいたことは事実で、そのことが代言人の評判を落 ジは様々な原因から作られた。第一には代言人自身の質の問題、つまり学識、品性の点であるが、 だから代言人の評判が悪いのはそれ以外の原因によって増幅されたと考えられる。それ以外の原 官尊民卑思想

面で弁護士論を行なっているようなところが弁護士像の形成に大きな問題点を残したのではないかと思われる。 論議をかもしたが、二○年代に入っての弁護士が、福地の論旨を無批判的に受け入れたような形で、つまり福地と同じ平 ているが、当時政府側の立場にあった福地源一郎が自分の主宰する東京日日新聞に代言人攻撃とも言える社説を掲載して(1)

間接に関与した代言人達が民衆と深く結びついて立派な活動をしたことが見直され

また、代言人がその地位の向上の過程においてとった態度にも大きな問題があると思われる。つまり、

自由民権

の権威的な裁判運用と表裏の関係をなしている。奥平が公事師の嫌忌された理由を述べているところをみてみると、 代言人が悪いイメージを抱かれた原因の一つに伝統的な訴訟嫌いの感情があげられる。そして、 伝統的な訴訟観は 国

り、それは日本人が紛争を訴訟によって解決することを、ためらい或いはきらうという傾向があることからも理解される。 だから、訴訟は特殊なものであり、それはやむをえないものであっても好ましいものとは思われていなかった。それは例 続くのである(少しずつ改善されてはいるが)。また、伝統的に日本人には権利の観念が欠けていることが指摘されてお である。そして、明治となり、憲法をはじめ法律が制定されて法治国家の体裁が整ってもなお、裁判所の権威的な態度は 時代の裁判は権威的、専断的で、処遇も過酷なものであったため、世人は裁判を嫌い、訴訟を嫌い、遂には訴訟を為す者 をも嫌忌することになった、つまり公事師は、世人が嫌忌する訴訟事件を取扱うが故に擯斥を受け蛇蝎視されたというの

法廷は萬に止むことを得ざる場合に於てのみ人民に相当の保護を与ふるものにして決して無闇矢鱈に争論の裁断をなす為 構へ其結局はと言えば毎度法廷を煩わして遠慮用捨もあればこそ、弥増し募る流行は実に嘆かわしき次第ならずや。元来 近来流行の言葉のようになりしが、何事にも此れを正当の権利なり、彼れは相応の義務なりと、役にも立たぬ争論を打ち えば法理精華第一巻第二号(明20・1・15)が次のように言っていることからも理解される。「権利義務という言葉は

に設けたるに非ず」。

じくらいの公平性が期待され、期待に反するような行動は弁護士の本旨にもとるものとされた点があったのではなかろう る。また、弁護士の職務が裁判官のそれと違うことがはっきりと理解されていなかったのではないかと思われる。当事者(ダ) か。なお、古賀廉造は、(回) ていなかったのではないか。たとえ無罪となっても、疑われるような行為をしたこと自体が悪と思われていたきらいがあ の行為のように思われていた。無罪推定の思想が浸透しているわけでもなく、被告人は黒ないしは灰ぐらいにしか思われ の利益の擁護者という役割が前面に押し出されずに、むしろ裁判の一つの機関としての公益性が強調されて、裁判官と同 このような伝統的な訴訟観にさらに、弁護士の職務に対する無理解が加わる。刑事事件の弁護は、犯罪人をかばら不徳 無知な者は言葉巧みな者に訴訟で敗れてしまうので代言人が必要ではないかとの疑問に対して、

代言人に事件の顚末を話すことができる者であるなら、裁判官がその話を聞いて理解できるわけであるし、裁判官は正義

の信頼と代言人の役割に対する無理解を表わしているだろう。このように法曹でも代言人の役割を正当に認識していない と道理に基いて判断するのであるから、 必ずしも代言人を用いる必要はない旨を述べている。(エ) これは裁判官に対する絶大

者もあった

は天皇からの距離によって評価されたという面が強い。(2) スルハ愈以テ不都合ナルヘシ」とされるのである。そうであってみれば、代言人が被告人や証人と同じように呼び捨てに(タヒ) 関係はどうかというと、 されたり、 シ御名代トアレハ検察官ハ同シ高等官ニテモ遙カニ繰下リテ敬意ヲ表スルコト至当ニシテ今迄通リ裁判官ト肩ヲ並ヘテ坐 れると「此後ハ裁判官ハ天皇ノ名ヲ以テ裁判事務を取扱フコト′憲法ニ定メラレタレハ取リモ直サス至尊ノ御名代ナルヘ 主客ノ釣合アルカ故ニ裁判官ハ中央ニ坐ヲ占メ検察官ハ少シ脇ノ方ニ居ルコトニシ」ていた。 て其耳を聾き其目を盲し聳然として侵すへからさるの勢位を保持すへきもの」とされた。それでは、(ヨ) 尊民卑思想が強く作用していたが、明治憲法体制が整備されると、 官尊民卑思想が代言人の評価を低くした点について考えよう。 裁判官を尊敬すべき義務を課せられたり等さまざまな点において不利益な地位におかれていたことが理解さればり 従来は両者とも「高等官ナレハ彼比ノ間ニ坐席ノ上下ヲ付クルノ理ナク唯両者 「天皇の御名に於て司法権を行ふ司法官」は 司法部内における階層性も厳しくなる。 代言人の地位が法制上低かったのはその背後に官 しかし、 裁判官と検察官との 「俗輩の紛争に対し 明治憲法が制定さ ノ間ニハ自ツカラ ある者の地位

なかっ された大資本が必要としたのは有能な官僚であり、 また、 古賀氏の指摘されるように、 したがって、 資本主義の飛躍的発展も弁護士階層にはほとんど無縁であり、 わが国の資本主義の特徴は上からの急激な資本主義化であり、 弁護士は少数の例外を除けば、零細企業をその顧客としなけれ、 そのため弁護士の そこで温室的に育成 地位の向上 ばなら 一は順

最後に、 悪い代言人像への弁護士の対応の仕方の問題性について述べる。 福地源 郎は、 明治十四年三月十三日の東京 調な道をたどれなかったという背景を忘れてはならな

論 たのではないのである。 代言人観をそのまま代言人評価の客観的な資料に使うことはできないのである。そして前述の如く、自由民権期における(ミョ) すものであり、良民が蛇蝎視している存在なので一日も早く検束すべきだとの趣旨を述べている。(テ) は弁護士会へ強制加入することとされている(十八条、二四条)。また、「弁護士会ハ所属地方裁判所検事正ノ監督ヲ受 於テ国法ヲ誹議シ、及ヒ官吏ヲ侵凌スル者」は裁判官によって譴責、停業さらには除名に処せられた(十四条)。 年)、弁護士法の制定 (二六年) によって、 弁護士層の学識は向上したであろう。 しかしそれらは同時に代言人を国家 代言人像は見直されているのである。それにも拘らず福地と似たような代言人論を展開した弁護士の姿勢は、代言人規則 地が政府側の立場にあったこと、また、自由民権運動の先頭に立って活躍した代言人も多かったことを考えると、 が福地の代言人観を無批判的に受け入れたような形でつまり福地と同じ平面で議論を進めているような感じを受ける。 クル所ノ代言人ノ組合ニ入リテ其 改正代言人規則は、 ニ向テ趣旨ヲ陳述スルヲ得ヘシト雖モ、其是非及ヒ立法ノ原旨ヲ議論スルヲ得ス」(十一条)との制限があり、 的統制の下におく役割があったことを注意すべきであった。九年の代言人規則によれば、「告達諸規則ノコトニ付裁判官 自己の階層の発展、向上を計るという態度と無関係ではないだろう。なるほど、代言人規則の制定(九年)、改正 の制定、改正及び弁護士法の制定によって弁護士の資質、人格の向上がなされたと考えたり、三百代言を痛烈に排除 二〇年代から三〇年代にかけての多くの弁護士自身の弁護士論と比べてみると、 日日新聞の社説で、代言人は権利の保護に名をかりて訴訟を教唆し、自己の利益を計り、友人の間にも入って風波を起こ 同時に第二二条の九は「議会組合外私ニ社ヲ結ヒ、号ヲ設ケ営業ヲ為シタル者」は懲罰の対象とされたため、 講法学舎等の任意の代言結社は解散を余議なくされた。従ってこの改正の意図は代言人の地位向上にあっ さまざまな点において代言人を検事の監督下においた。 さらに二六年の弁護士法下においても各所属裁判所毎に弁護士会を設立することとされ、 ノ規則ヲ守ルヘシ」(五条)と規定され、代言人は組合に強制加入させられることにな また、「免許ヲ受ケタル者ハ必ス第二款ニ掲 両者の似ていることがわかる。 これを、 前に紹介した 訟廷ニ 福地の して、 千三

だけではなかったのである。だから、 ク」(十九条)とされていたほか、さらに司法大臣の監督をも受けることとなっていた(二三条、三○条等)。 規則の改正や法の制定は代言人、弁護士を国家的統制の下におくという面があり、 規則の制定、改正及び法の制定が弁護士の学識、 人格の向上をもたらしたというの 弁護士階層にとって好ましいこと

合、そこに紛争が起り、分裂が進行するのは当然であり、その責任の多くは政府の側にあるであろう。 は一面的な評価でしかないのである。 ところで、代言人組合内部の紛争が二六年弁護士法における国家的統制を合理化する一原因であったと言われ

であろう。 退治をするのであるが、三百代言は一向になくならない。ということは三百代言には一定の支持者があったものと考えら(3) 質の悪い弁護士をなくすためには資格試験によるふるい分けが必要であるが、試験を厳格にしたり、あるいは合格者を少 向上を図ろうという努力の表現でもある。しかし、三百代言排撃にはディレンマがあることを注意しなければならな 力沙汰にまで及んだことは検事の監督を不可避的に合理化するものであり、また、代言人の評価をおとす原因にもなった たしかに、多くの対立的契機(英法対仏法、 官学対私学等) を含んでいる 代言人を強制的に一つの 組合に加入させた場 を依頼できない者の要求を三百代言が一定程度実現させていたのではないかと思われる。色川教授はむしろ三百代言を積 に依頼者に迷惑をかけたり、正規の弁護士から依頼者を奪ったりすることがあった。そこで、各地の弁護士会でもモ なくすると、無資格代言人が横行することになってしまうのである。さて、三百代言はモグリであって、能力不足のため 極的に評価されている。 さて、弁護士は三百代言つまり無資格代言人を盛んに排除しようと努めている。 時間と金のかかる訴訟を廉価で三百代言に引き受けて貰う者も多かったであろう。資力がなく著名な弁護士に (3) 色川教授は、 自由民権運動期における代言人の果した大きな役割を評価した後、 これは弁護士が自己の職業階層の質の しかし、紛争が 数少ない代言人

の背後にあって活躍したいわゆる三百代言について次のように述べている。「その土地にぴったりと足をつけていて、住

像を追うあまり、多くの弁護士のおかれている現実を低くみて、自らもって高しとする傾向があったのである。(8) という考えが菊地武夫によって表明されている位であるから、弁護士、とくにエリート弁護士が民衆と法律とをつなぐパ こういう人々が非常にたくさんいて、人民の生活権を守っていたのだと思うのです」。 民の生活相談から部落の問題の調査、 イプの役割を充分果していたかは疑問である。 大野氏の 指摘されるように、 当時のエリート弁護士は 理想主義的な職業 て充分に汲みあげることができたのであろうか。法律は法律家の独占物であり、国民全てが法律を知っている必要はな これは、あるいは代言人の免許をとっていない、もぐりのいわゆる「三百代言」の類であったかもしれません。しかし、 伝統的な訴訟嫌いの感情を持ち、慣習的な紛争解決方法に親しんできた民衆の問題を二〇、三〇年代の弁護士達は果し 訴訟、あるいは、困民党、借金党の生んだ紛争の解決までたずさわっていた人々― だから、

(1)色川大吉「明治の精神」 現代法ジャーナル ている。また、古賀 前掲 四八頁以下も従来の代言人像に反省をせまる説得力をもつ。 一九七三年一、二月号は民衆の側に立った代言人の活動を貴重な資料により裏づけ ないかと思われる。

- スルハ日本古来ノ制度ノ然ラシムル所ナラン。即チ昔ハ法ヲ人民ニ示サス人ヲ罰スルニ一定ノ標準ナク裁判官ノ脳髄ヲ以テ勝手ニ 処罰スル時代モアリシナリ」植村俊平「現今ノ司法制度」録事四号(明30・11・25)五八頁。 十三―十四頁参照。なお専断的な裁判について植村は次のように述べている。「想フニ我人民カ其司法制度ヲ軽視
- (3) 例えば次の文が参考になる。 検事の機嫌気限を取るにあらざれば、 「弁護士は一種の芸人の如く、 謂はゆる裁判官の 心証を得難く、 若し硬骨任俠のものあり、 幇間の如く、 河原者の如く、滑稽、 世辞、 僅かに詭激の議論をなせは、 **諮**諛、 叩頭以て判

三百代言と顧客の獲得競争をしていた弁護士がそれに同調したという面が強く出ている運動と理解できよう。そのような 弁護士の三百代言排撃運動はエリート弁護士の自己防衛策であり、自己を基準として醜い部分を切り捨てるという面と、

弁護士の態度が弁護士を民衆からあまり親しみのない存在にし、また、弁護士像の形成にも影響を与えた点があるのでは

遂には司法官社会より一種の乱暴漢を以て目せらるに至る。弁護士の境界もまたなさけなきにあらずや」「順境の法律家と逆境の 法廷の威厳を乱すの、裁判の神を瀆すのとて、忽ち陳述の制限となり、弁論の中止となり、甚しきに至りては退庭沙汰となりて、

(4)川島武宜『日本人の法意識』十五頁。

法律家」録事七号(明31・2・28)一〇五頁'

- (5)川島 ていた、とされる。 おり、その背後には、市民的な権利の意識の排撃、義理人情による非権利的紛争処理への執着、という伝統的な価値観が横たわっ からも理解される。川島教授は、調停制度(借地借家調停・小作調停・人事調停)は紛争を非権利的に解決することを目的として 同前 一二七頁以下参照。また、日本人に権利の観念が欠如しているということは、日本人が訴訟よりも調停を好むこと 『近代社会と法』六四―七〇頁参照。さらに、川島『日本人の法意識』一五四―一六二頁参照
- (6)川島『日本人の法意識』一三九―一四三頁参照。
- (8)川島仟司「司法の大賢に議る」録事七八号(明3・7・28) を言ふものかな屹度出世をするに相違ないと喜色顔に満ちたり」というのである。 法律政紀第六二号 類の民事訴訟事件を取扱ふ積りてあれは其事は一つも私の気に掛けませぬ」と答えた。これを聞いて吹三の父親は「我子は尤の事 百分の一位に過きぬ而して元来刑事の訴訟は品格の宜しからざるものなりとの事なれは私は更に高尚なる数の多い九十九分なる多 りそうに弁護をするとは出来ぬ事てはないか」と尋ねると、吹三はこれに対して「其の様な事は何でもない(中略)刑事の訴訟は 法螺吹三に対しておばあさんが、「能く考へて見るか善ひ依頼人か罪を犯したるに相違なきを知りなから無罪の旨を申立て左もあ 刑事弁護人の役割に対する無理解が一般にあることがわかる。また、「代言人の一代記」と題する皮肉の多い文の中で、代言人の 四五頁には「或者嘲て曰く彼れ強盗を庇い泥棒を弁護すと」とあり、 (明24・8・11) 二五一二
- (9) 菊池は言う。 たりする者の如くに思う気味かある。 る。素人か一方の論を聴たときにわそれより外に正理かあるまいと思うのに、他方の説を聞けは亦尤も至極て、 「弁護士の業体わ素人から誤解せられ易いものと見ゑる。 (中略) 相手の検事や弁護士も同く其方に利なる 所を披露して、 (中略) 弁護士わ理を非に曲けたり、 此方の弱点に突込のてあ 前の論わ一文の値

六頁。少し落語的であるけれども、刑事弁護に対する認識の低さを反映しているものといえるだろう。

判断を下すのわ、裁判官の役目てあって、茶会に招かれたる客の如くに先方の提出するものを誉めそやすのか敵をもったる弁護士 打も無い様に思わるる。此辺からして例の理を非に曲げるとの評判か起るのてあるけれとも、双方の理の有る所を察して、公平の の職分ては無いのてあるから、彼等に対する此種の感想や評判わ甚た酷てあると謂わねはならぬ」菊池武夫「弁護士の自省」録事 〇三号 (明39·11·28) 一—二頁。

- (10) 植村は言う。 地位」法学新報第十二号(明25・3・25)二六―二七頁。 在リトス若シ代言人ニシテ能ク争点ノ曲直ヲ決シ得ベキモノナランニハ別ニ判事ヲ置クノ必要ナキモノトス」植村俊平「代言人ノ ヲ抱クモノナキニアラズ実ニ奇怪ナリト言フ可シ而シテ此誤謬ノ基因スル所ヲ探究スルニ全ク判事ノ職務ヲ以テ代言人ニ擬スルニ ヲ混同シ以テ正邪理否ヲ乱ルノ弊アリトナスヲ常トス是等ノ俗論ハ必竟議者ノ無智ニ証スルモノナリト雖トモ亦識者ニシテ此謬見 ス是レ代言人ノ徳義上并ニ法律上ノ義務ナリ然ルニ孰レノ国ニ於テモ此一点ヲ了解セスシテ代言人ヲ誹リ或ハ首鼠両端ヲ持シ黒白 「代言人ノ主トシテ任スル所ハ其主張スヘキ点ヲ主張シ之レヲ最モ利益アル手段方法ヲ以テ開陳スルニ在ルモノト
- (⑴)古賀廉造「代言人論」東京法学校雑誌第二号(明21・4・7)十八─二○頁参照
- (12)上山安敏教授が、十七世紀のドイツにおいてはあるグループの社会的評価は「王位への近接」が決定的な基準であった、とされ ていることは参考になろう。上山安敏『法社会史』六三―六四頁参照。また、古賀 前掲 四二頁参照
- (13)「司法官の独立」法学新報第三二号(明26・11・28) ――二頁。
- (4)「岩永左衛門ノ坐席」法理精華第二巻第七号(明2・4・1)二九頁。
- (15) 明治七年の裁判所取締規則は、 「裁判官ニ対シ尊敬ヲ欠ク者アルトキハ裁判官直チニ譴責ヲ加フ可シ」(五条)としていた。
- (16) 古賀 前掲 三三一三五頁。
- 17 非サルハナキナリ(中略)況ンヤ我国ノ人民ハ未タ代言人ヲ必要ナリトセサルノミナラス良民ハ常ニ之ヲ蛇蛭視スルノ今日ニ於テ 些少ノ口論モ之ヲ挑揆シテ遂ニ法廷ニ判決ヲ請ハシムルニ至リ所謂ル能ク平地ニ風波ヲ起サシムルノ手段ヲ尽スニ汲々タル モ其実ハ甲乙ノ争論ヲ教唆シテ訴訟ヲ起サシメ以テ各自ノ生活ヲ謀ルニ過キサルカ故ニ或ハ骨肉朋友ノ間ニモ立入リテ之ヲ離間シ 「夫レ今日我国ノ代言人ノ中ニ於テ二三ノ士ヲ除ク外ハ概ネ其名ヲ良民ニ代リテ権利ヲ恢復シ利益ヲ弁護スルニ藉ルトハ言ヘト

ヲヤ須ク代言人ヲ検束シ以テ我カ社会ヨリ未ノ悪癩ノ如キ健訟ノ弊風ヲ擯斥シ得テ後チ始メテ人民ヲシテ必ス訟ナクシテ止ムヘク

止ムノ善果ニ至ラシム可キナリ」奥平 前掲 三四五、三四七頁より引用

- (18) 古賀 前掲 五一—五五頁参照
- (1) 森長英三郎「在野法曹85年小史」は、「こういうもの の邪魔物となるばかりではなく、反政府的自由民権運動の温床ともなるので、これを解散させ、組合一本による取締にうつそうと したとみることができる」とされる。法律時報第三二巻第五号 一一〇頁。 (注・北洲舎などの代言結社)が強大になりはびこることは、 代言人統制
- (20) 山田武輝『日本に於ける弁護の歴史』五二頁参照
- (22) 古賀 (21) 大野 前掲 前掲 三九頁参照 三五頁参照
- (23) 大野 舎芝居を看るが如く、無暗に乱拍子に打立て、 長町の餓鬼喧嘩を看る如く 騒擾しき事限りなし、 そりゃ抽籤じゃ、 七〇頁。また、 「法服絶倒記」なる文は次のように言っている。「夫れ御覧、昨今弁護士会長撰挙の事起るや、 そりゃ投票じ

ゃ、天よ河よと、忠臣蔵攻入りの様に心得ふるは何事ぞや」法学新報第二六号(明2・5・28)八三―八四頁。

- (24)録事三九号(明3・1・28)一四一―一四三頁参照
- (25)法学生も三百代言になっている例として、法治協会雑誌第九号 (明25・3・15) 一〇五頁参照
- (26) 色川 前掲 一月号四七頁
- 自習自得ノ未練ヲ残スハ畢竟法律ハ国民ニ周ネク知レ渡ルヘキモノ国民カ誰モ心得居ルヘキモノトノ理談ニ頓着スルカ故ナリ国民 ハ悉ク法律ヲ知ルモノトスルハ治国ノ必要ヨリ設ケタル仮想ニシテ事実ヲ言フモノニアラズ」そして、 菊池は次のように述べている。「世人ハ官私ノ法律学校アルヲ視テハ法律ハ専攻ノ学問ナルコトヲ感セサルニアラスト雖モ尚ホ ハ其必要ナキノミナラス諺ニ所謂生兵法ハ怪我ノ基トナルコトゝ知ルベシ」菊池武夫「法典編纂ノ方向」法理精華第三巻第十 「平人カ自カラ法律ヲ素読

(明22・8・15) 五、七頁

(29) 大野 前掲 五三頁。

(28)なお、色川教授は、「初期のころの代言人は、のちに三百代言と悪語されながらも、必死に移植近代法と伝統的な民衆の法意識 とのあいだを埋める努力をしました。だから、民衆から非常に広範な支持を受けたのです」(前掲 二月号 七三頁)とされ、そ の後の百年間で、その「三百代言」の中にあった良さを、日本の弁護士は失っていったとされる(前掲 一月号 四二頁)。